



2022年2月18日

各位

会社名 共同印刷株式会社
代表者 代表取締役社長 藤森 康彰
(コード：7914 東証第1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
高島 淳一
電話番号 03-3817-2071

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	2022年3月10日(木)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 250,600株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 2,781円
(4) 処 分 総 額	696,918,600円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法における届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の従業員を対象とした「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「J-ESOP信託」といいます。）及び共同印刷従業員持株会に加入する当社の従業員を対象とした「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「持株会信託」といいます。）の導入を決議いたしました。（J-ESOP信託及び持株会信託の概要につきましては、本日付け「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本自己株式処分は、J-ESOP信託及び持株会信託の導入に際しそれぞれ設定される当社株式の保有及び処分を行う株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（J-ESOP信託及び持株会信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量については、J-ESOP信託及び持株会信託に対して処分する株式数の合計です。J-ESOP信託に対する処分株式数150,000株は、信託期間中に当社及び当社グループ会社の従業員に給付すると見込まれる株式数のうち当初3年分に相当する数量であり、持株会信託に対する処分株式数100,600株は、共同印刷従業員持株会が今後5年間の信託期間中に本信託により購入する予定数量に相当するものです。なお、処分数量250,600株は、2021年12月31日現在の発行済株式総数8,370,000株に対し2,99%（小数点第3位を四捨五入）、2021年12月31日現在の議決権個数79,797個に対し3.14%（小数点第3位を四捨五入）となります。

【J-ESOP 信託の概要】

- (1) 名 称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2) 委 託 者 : 当社
- (3) 受 託 者 : みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受 益 者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (7) 信託設定日 : 2022年3月10日 (予定)
- (8) 信託の期間 : 2022年3月10日 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

【持株会信託の概要】

- (1) 名 称 : 株式給付信託 (従業員持株会処分型)
- (2) 委 託 者 : 当社
- (3) 受 託 者 : みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受 益 者 : 受益者要件を満たす持株会加入者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の目的 : 従業員持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管理、処分により得た収益を受益者へ給付すること
- (7) 信託設定日 : 2022年3月10日 (予定)
- (8) 信託の期間 : 2022年3月10日 (予定) から 2027年3月10日まで (予定)

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における終値といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 2,781 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 2,709 円 (円未満切捨) に対して 102.66% を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 か月間の終値平均 2,830 円 (円未満切捨) に対して 98.27% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 2,753 円 (円未満切捨) に対して 101.02% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名 (うち 2 名は社外監査役) が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上